

リハビリ室の今川です

今年も緑のカーテンを。

毎年、ご利用者ご家族の方がゴーヤの苗を届けてくださいます。その苗を「日よけになれば」とエスペランスの玄関に入ってすぐ、事務所前の面談コーナーの窓に沿って植え付けています。ご覧になられたことがありますか？この緑のカーテンは、私たちの暮らしや健康に良い影響を与えてくれます。それは、直射日光を遮断し、葉が水分を蒸発させる際に周囲の熱を奪うため、葉の間を通り抜ける風が天然のクーラーのように涼しくしてくれ節電効果もあるとか。また、視覚的なリラクゼーション効果や木漏れ日の心地よさはメンタル面にも良い影響を与えてくれます。さらにゴーヤは育てる楽しみだけでなく、食べても栄養価が高く、特に夏場の健康維持に役立つ野菜として広く知られています。ビタミンCが豊富で、免疫機能の維持やコラーゲンの生成を助け、特有の苦みの成分のモモルデシンは食欲を促し、胃腸の働きを助けるため、夏バテ予防に役立つと考えられています。そんなゴーヤをいただいて、この厳しい酷暑を乗り越えたいものですね。



エスペランス通信

8月

第386号

発行担当者

吉久 学
広報委員会

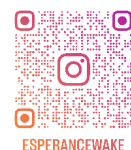
8月6日(木曜日)に、年に一度の夏祭りを開催しました。
中学生、大学生がボランティアで参加してくれました。



道具委員会



暑い日々が続いていますが皆さまはいかがお過ごしでしょうか。作業療法士(リハビリ職員)であり、道具委員をしています両部善紀(りょうべよし)と申します。ここでは年に1回福祉用具の紹介や使い方について紹介しています。今回は「歩行器と杖」について取り上げましたが、今回は、大きくくりになりますが「福祉用具の定義と目的、商品、介護用品とは」について紹介します。「福祉用具」とは介護や介助が必要な方の日常生活や機能訓練をサポートするための用具や機器です。具体的な例として、車椅子や歩行機器、歩行補助杖、手すりなどがあげられます。次に「福祉用具」と「介護用品」がどう違うのかについて紹介します。大きな違いは「使用目的」にあります。福祉用具は福祉用具法に定義されているように、介護や機能訓練を目的とした機器です。一方、介護用品は生活の支援を目的とした福祉機器や製品を表します。広くとらえると、福祉用具は介護用品の一部といえます。介護用品には、紙おむつやお尻ふきといった日用品も含まれるのがポイントです。次に福祉用具の利用方法について紹介します。福祉用具は介護保険制度を利用して貸与(レンタル)と購入の選択肢があります。貸与は車椅子、介護ベッド、手すり等の合計13品目が対象になります。都道府県の指定を受けた事業所からであれば介護保険を使ってレンタルが可能です。介護度によって介護保険の範囲内でのレンタルできる品目が変わりますので詳しい事はエスペランス職員にお気軽にお声がけください。



ESPERANCEWAKE



入所看護師です



当施設では、7月7日入所者の安全を守るため災害避難訓練を実施しました。今回の訓練では午後2時に地震が発生したという想定で行い、「地震発生直後に職員は入居者様の身体的、精神的状態に注意しながら人が人や危険箇所の確認がスムーズに出来るか」という点に重点を置きました。訓練では職員がマニュアルに従い一人ひとりに寄り添う言葉かけを行いながら移動をサポートしました。また、スタッフ同士がしっかりと声を掛け合うことで避難誘導の連携を再確認することができました。

災害はいつどこで起こるか分かりません。今回の訓練で得られた気づきや反省点を活かし、今後も職員一同、防災意識を高めながら、より安心・安全な施設づくりに努めてまいります。



ケアプランサービスわけです

皆さんもご存知のように介護保険負担割合証が8月から変わりました。

毎年7月末に介護保険に関して介護保険負担割合証・介護保険負担限度額認定証の2つが新しくなります。

①「介護保険負担割合証」については、新しいものがご自宅へ送付されます。新しい負担割合証が届きましたら、適用期間（8月1日～）や記載されている負担割合（1割～3割）をご確認いただきたいと思ひます。1年間は明記された負担割合の利用料が発生します。負担割合が変わることで利用料へ反映されますので、担当ケアマネにご提示をお願いします。適用期間は1年間です。

②介護保険負担限度額認定証の手続きについて
介護保険施設やショートステイを利用する方の食事・居住費について、一部の利用負担額段階の基準の見直しが行なわれました。そのため8月1日より利用分より変更になる方もいらっしゃると思います。特に第三段階①と②の方に対して変更部分があります。（食事代は一日あたり80円 居住費については100円アップになります。）個々の利用料の変更程度については、施設の相談員もしくは担当ケアマネにご相談ください。

介護保険施設等に入所の方の食費・居住費が令和8年8月1日から変わります

※介護保険施設（介護老人保健施設、介護老人保健施設、介護老人保健施設）やショートステイを利用する方の食費・居住費については、最寄りの市町村の介護保険課に確認してください。

※令和8年8月1日から、第三段階①～②に該当する方について、食費30円～60円/日、一部の費用を除く居住費については100円/日アップとなります。

※食費の基準は令和8年7月1日現在の標準価格に基づきます。

負担割合	食費	居住費	第三段階①	第三段階②
1割	1,500円	1,500円	1,500円	1,500円
2割	1,500円	1,500円	1,500円	1,500円
3割	1,500円	1,500円	1,500円	1,500円

※令和8年8月1日から、第三段階①～②に該当する方について、食費30円～60円/日、一部の費用を除く居住費については100円/日アップとなります。

※食費の基準は令和8年7月1日現在の標準価格に基づきます。

補足給付（低所得者の食費・居住費の負担軽減）の仕組み（令和8年8月～）

○食費・居住費について、利用負担額と一定の負担軽減額を算出し、所得に応じて負担軽減額を算出します。

○標準的な利用料（標準利用料）と負担軽減額との差額を、介護保険料（標準利用料）として算出します。

利用負担額	負担軽減額	標準利用料
1,500円	1,500円	1,500円
1,500円	1,500円	1,500円
1,500円	1,500円	1,500円

俳句お題「 向日葵・風鈴 」

- ・ ひまわりに 見えかくれつつ 通学路 妙子
- ・ 風鈴や 尾瀬の青空 思い出す 檜原
- ・ 風鈴の 音ちりりと 涼しそう 美加子
- ・ 亡夫(つま)買いし 風鈴の音や 想夫恋 妙子
- ・ 風鈴や 軒下吊す 南部鉄 檜原
- ・ 今年また 風鈴電車 走る町 妙子
- ・ 向日葵や 鮮やか黄色 咲きとほす 檜原

